



代表取締役社長

水越浩士

株主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社は平成15年3月31日をもって第150期が終了いたしましたので、ここに営業の概況をご報告申し上げます。

当期のわが国経済は、アジア向けを中心とした輸出の増加を背景に、景気の持ち直しの動きが見られたものの、米国経済の減速に加え、民間設備投資や個人消費が伸び悩む中でデフレ圧力の強まりを受け、引き続き厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の中で、当期の連結決算につきましては、売上高は、システム関連子会社の株式譲渡による減少があったものの、昨年4月に営業を開始した電力卸供給事業の売上計上により、前期並みの1兆2,047億円となり、経常利益は354億円となりました。しかしながら、税引き後の当期純利益は、投資有価証券等評価損などの特別損失の計上により17億円となりました。

また、当期の単独決算につきましては、売上高は、前期に比べ2%増加の8,072億円となり、経常利益は202億円となりましたが、税引き後の当期損益は48億円の損失を余儀なくされました。

配当につきましては、当期末においても欠損金を計上いたしますことから、誠に遺憾ながら実施することができません。株主の皆様には、多大なご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。事情ご賢察のうえ、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

今後のグループとしての主な事業分野ごとの重点的事業戦略は次のとおりであります。

◆鉄鋼関連事業

従来進めてまいりました特殊鋼、高張力鋼板、表面処理鋼板等の得意品種を中心とした事業戦略をより一層強化するとともに、新日本製鐵株式会社および住友金属工業株式会社との相互連携・

提携の効果を追求することにより、さらなる収益力の向上を図ってまいります。

溶接材料におきましても、差別化商品の拡販、コストダウンの推進等に取り組み、事業競争力の強化に努めてまいります。

◆アルミ・銅関連事業

自動車軽量化のニーズに対応したアルミ自動車材の需要を最大限に取り込み、総合アルミ部材トップメーカーとしての地位を確固たるものにしてまいります。特に、今後伸びが期待されるアルミパネル材を最重点製品と位置付け、一層の注力をいたします。

また、当社が優位性を持つ半導体リードフレーム向け、自動車端子向け銅圧延品を中心に需要を最大限に取り込むとともに、コストダウンを継続的に進めることにより、収益力の強化を図ってまいります。

◆機械関連事業

需要の期待できるエネルギー・原子力関連機器等で確実に受注を確保するとともに、固定費削減を中心とするコストダウンに継続的に取り組み、収益力の強化に全力を尽くしてまいります。また、土壌浄化事業や塩ビリサイクル事業等新規事業分野への参入と、圧縮機分野等を中心とした新製品の開発・上市についても、将来の収益に結びつけるべく継続して取り組んでまいります。

当社といたしましては、このように得意分野や成長が期待できる分野へ経営資源を集中し、コア事業の強化を図ってまいります。さらに、全社的な収益構造の改革を推し進めることにより安定的な収益体質を構築するとともに、さらなる財務体質の改善を図り、企業価値の向上を実現する所存であります。

当社は、平成11年に執行役員制度を導入し、経営の基本方針・戦略の意思決定と業務の執行をできるだけ分離する方向で会社運営を行なってまいりました。このため、取締役の総数を少人数に留め、経営トップと本社部門の重要な役割を担う役員を取締役に選任してまいりました。しかしながら、経営の意思決定と日常業務の執行は密接不可分な関係にあり、ここに明確な一線を画するという経営形態は当社の現状にそぐわないことを改めて認識いたしました。その結果、本定時株主総会においてご承認いただきましたように、取締役会は、経営トップ、本社部門の重要な役割を担う者および経営に重要な影響を与える事業部門・カンパニーの長またはこれに準ずる者で構成するのが最善であるとの結論に達しました。

次に業務の執行についてであります。業務執行の中核は、株主の皆様および取引先等関係者に対し法的責任を負う取締役が

担うべきであり、これが株主の皆様からの付託に応える最適の方法であると存じます。従いまして、主要な事業部門の場合、業務執行を統括するのは取締役であり、その指揮の下で執行役員が業務の執行を分担することになります。当社の執行役員は、委員会等設置会社の執行役とは異なり法定の機関ではありませんが、取締役会によって選任され、取締役会から委嘱された業務を執行する重要な役職であると位置付けております。

このような経営の意思決定、業務執行の体制を構築する一方、本定時株主総会においてご承認いただきましたように、社外監査役を1名増員し、監査機能を一層強化することで企業統治の実効性を高めてまいります。

最後に、平成11年の商法違反事件に関連する株主代表訴訟が同14年4月に和解手続等により終結いたしました。この際、当社は、法令等遵守体制を再構築すべく「コンプライアンス特別委員会」を設置することといたしました。近畿弁護士会連合会推薦の委員2名に当社取締役3名、顧問弁護士1名を加えた6名の委員から構成される同特別委員会は、平成14年7月の発足から7回の会合を重ね、本年3月に、コンプライアンス体制の再構築に関する提言を主眼とする報告書を作成し、当社に提示いたしました。

当社といたしましては、この提言を着実に実行に移していく所存であります。具体的には、企業行動倫理委員会を発展的に改組することにより、取締役会の諮問機関として外部委員が過半数を占める常設の「コンプライアンス委員会」を設け、法令違反行為等の是正について取締役会に対して勧告する権限を有することといたしました。また、今後、コンプライアンス統括部門の人的および質的機能をさらに強化するとともに、弁護士会の推薦手続を経て選任された外部の弁護士を東西に各1名ずつ配置し、内部通報の受け皿になっていただくシステムを構築いたします。

企業不祥事が多発する昨今の時勢下におきましては、法令ならびに企業倫理の遵守が会社存立の基盤であることを肝に銘じ、万全なコンプライアンス体制の確立に全力をあげて取り組む所存であります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

平成15年6月